

仙台市営繕工事における週休2日確保推進要領

(令和6年10月9日 都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、営繕工事における週休2日確保を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(対象工事)

第3条 本要領は、仙台市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 特命随意契約による緊急工事（緊急の必要により競争入札に付することができない工事）

(2) 地域の実情等により対応が困難な工事

(実施方法)

第4条 監督職員は、工事着手前に現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認するものとする。

2 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の週休2日確保の取り組み状況を確認するものとする。

3 監督職員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たって新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。

4 発注者は余裕期間制度を積極的に活用するとともに「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月30日付 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議取りまとめ）等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定するものとする。

5 発注者は、当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、設計変更等を適切に実施し、その結果必要となる場合には工期の変更を行うものとする。

なお、猛暑による作業不能日数の対象とその取扱いについては「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（令和6年3月22日付 国営計第173号、国営建技歳14号）によるものとする。

（委任）

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則（令和6年10月9日）

- 1 この要領は、令和6年10月11日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

（仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領の廃止）

- 3 仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領（令和2年7月20日仙台市設計基準策定委員会策定）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 現に廃止前の営繕工事週休2日モデル工事実施要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月1日改正）

- 1 この改正は、令和7年10月1日から実施する。

附 則（令和8年2月24日改正）

- 1 この改正は、令和8年3月1日から実施する。

附 則（令和8年10月8日改正）

- 1 この改正は、令和8年10月8日から実施する。
- 2 この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。